

企業会計基準公開草案第3号「ストック・オプション等に関する会計基準(案)」(2003年12月28日、企業会計基準委員会)におけるストック・オプションである新株予約権の表示に関する問題

1. 公開草案のストック・オプションの権利の行使又は失効までの間の費用認識の相手勘定

公開草案「ストック・オプションに関する会計処理 権利確定日以前の会計処理 4」では、次のように述べている。即ち、「ストック・オプションを付与し、その後これに応じて企業が従業員等から取得するサービスは、その取得に応じて、費用として計上する。対応する貸方金額は、ストック・オプションの権利の行使又は失効までの間、新株予約権として、負債の部と資本の部の中間に独立の項目として計上する。」である。この理由について、公開草案の結論の背景37においては、「・・・少数株主持分については、過去には負債の部に表示することとされていたこともあるが、現行の連結財務諸表原則においては、返済義務のある負債ではなく、連結固有の項目であることを考慮した結果、負債の部と資本の部の中間に独立の項目として表示することと変更された(連結財務諸表制度の見直しに関する意見書「第二部二2」)。ここでは、少数株主持分を負債の部に計上していた従来の取扱いを変更する理由が述べられているが、変更以前からの取扱いである、資本の部に含めないことについての積極的理由が述べられているわけではない。この点については、「当該企業の所有者である親会社株主以外の者に帰属する部分である少数株主持分は、親会社説を前提として、資本の部から除外されたものとする。返済義務のある負債にあらず、かつ当該企業の所有者である株主以外の者に帰属する部分」という点では、新株予約権も少数株主持分として共通しており、ともに負債の部に表示することも、資本の部に表示することも問題があると思われる。そのため、本会計基準が取り扱うストック・オプションである新株予約権の表示については、さしあたり少数株主持分と同様の取扱いとし、負債の部と資本の部の中間に独立の項目として計上することが適当であると判断した。」と述べる。

2. 公開草案の問題の所在

商法上の問題

少数株主持分の取扱いと比較している点

公開草案が引用している少数株主持分は商法施行規則158条2項に「少数株主持分がある場合には、前項の規定にかかわらず、負債の部の次に当該少数株主持分を記載しなければならない。」とある。少数株主持分は、親会社説による場合でも、少数株主持分を負債の部に表示する方法と、負債の部と資本の部の中間に表示する方法とが考えられるが、少数株主持分は返済義務のある負債ではなく、連結固有の項目なので、少数株主持分を負債の部の次に記載すべきこととしている¹。少数株主持分は連結固有の勘定である理由で、連結計算書類上、負債の部と資本の部の中間に表示することを主たる理由としてストックオプションである新株予約権を同様に処理することは論理的ではない。ストックオプションは個別計算書類の問題であり、少数株主持分とは比較しようがない。

商法上の負債の定義とストック・オプションである新株予約権

¹ 弥永真生『コメンタール 商法施行規則』(2003、商事法務)489頁。

商法上、負債は法律上の債務に限るとするのが通説とされる。そしてこの法律上の債務には、金銭債務のほかに、物を給付する債務や一定の行為を行なうなど役務の提供を内容とする債務が含まれると考えるべきことは、配当可能限度額計算の観点から、会社の将来のキャッシュフローにマイナスの影響を与えると考えられる限り当然のこととされる。また、貸借対照表に計上されるべき法律上の債務には、確定債務のみならず、不確定期限付債務や停止条件付債務も含まれると解されてきた。1963年に制定された計算書類規則33条(1974年改正により削除)は、条件付債務を引当金の部に計上することを認めていたが、その根拠とされていたことから、条件付債務が負債であることが前提とされていたと考えられる。即ち、①他の債務と異なり、評価の問題があること、②従来の会計慣行上、引当金として取り扱われていたこと、③条件成就の時期が判明しないものが多くこれを履行期の基準によって区分することは事務手続上煩雑になることが根拠とされていた。そして、ここでいう条件付債務とは、法律上の債務であって、債務の確定が将来の不確実な事実の成否にかかっている債務をいい、金額及び履行期の双方が不確定の債務であって、民法上の「条件」を付された債務のみならず、不確定期限付債務を含むと解されていた。このほか、実務上は、前受収益・未払費用・商法施行規則43条引当金が貸借対照表の負債の部に計上され、費用の見越しも商法上の負債として計上されている。この取扱いについては、商法上は規範的な要件を提示するものではないとされる。新株予約権付社債の新株予約権部分の対価を一種の未決算勘定として負債の部に計上することが、現在のところ、少なくとも「公正ナル会計慣行」の1つであると考えられ(「金融商品に係る会計基準」第六、一、1、(1))ている。ストック・オプションである新株予約権は、新株予約権付社債の新株予約権部分と同様であるが、役務の提供の対価、即ち報酬(最高裁第三小法廷判決2005.1.25はストックオプションによる利益が「給与所得」に該当するとした。)として従業員等が受取る権利に関して条件が付されている点に特徴がある。即ち、従業員の役務の提供への期待と新株予約権の付与は対価関係にあるが、新株予約権が行使されるか否かは「条件」が成就されるか否かによるものである。ここに、条件とは、法律上の発生または消滅を将来の不確実な事実の成否にかからしめる附款である。ストック・オプションが行使されるか否かは、将来の当該企業の株価が権利行使価格を上回るという「条件」に該当し、企業から見ればこれは条件付債務を従業員に対して負っていることになる。したがって、この条件付債務が従業員の権利行使により確定債務になり、同時に従業員側からは現物出資、会社側からはデット・エクイティスワップが行われたものと捉えられる。

商法上、株式会社に労務の現物出資が認められるか及び貸方資本説の限界 理論再構築

ストックオプションによる従業員の利益が「給与所得」であると最高裁判決で認められたことも裏付けるように、当該利益が労務の対価の要素を持つ点には異論はなからう。そしてこれを会社側からみれば役務提供対価に対する給付債務である。従業員は当該債権を会社の自己株式で取得することで株主となるが、会社側からみれば債務を株式化すると同様の効果をもつ。したがって、あくまで従業員が権利行使日に会社に対して給与債権を取得し、この金銭債権を現物出資したとみ

べきである。このように考えなければ、即ち、貸方の勘定科目を直接「資本」勘定とするには、労務出資が株式会社において認められるかについて商法上の問題をクリアしなければならぬ。しかし、この点については、通説はこれを否定する²（なお、商法 89 条において、合名会社についてのみ「対社員ハ労務又ハ信用ヲ以テ出資ノ目的ト為シタルキト雖モ」の規定があることの推定解釈）。

簿記原理との矛盾

商法は商業帳簿を作成することを義務付けている（32 条 1 項）。そして商業帳簿の作成に関する規定の解釈については「公正ナル会計慣行」を斟酌することが求められている（32 条 2 項）。『企業会計原則』（1949、企業会計審議会）は「公正ナル会計慣行」の代表であると考えられるが、企業会計は全ての取引につき、正規の簿記の原則に従って、正確な会計帳簿を作成しなければならないとしている（『企業会計原則 第一 二』）。ここでいう「正規の帳簿記録」というのは、必ずしも複式簿記による帳簿記録を指しているわけではないが、企業活動から生じたすべての資産、負債及び資本ならびに収益及び費用の変動を、完全に捕捉、網羅して、これを組織的・体系的に帳簿に記録する為には、複式簿記による帳簿記録が必要であると考えられている³。複式簿記の原則で記帳される。公開草案では、ストック・オプションは費用計上をすることとしている。しかし、通説の簿記原理によれば、「費用とは企業の資本を減少させる原因となる事実、あるいは、収益の獲得のために費やされた価値犠牲分」⁴としている。この複式簿記原理からすれば、ストック・オプションである新株予約権について借方に「費用」を計上し、貸方に「資本」が計上される（即ち、「費用」計上により「資本」が増加する）ことは、正規の簿記の原則に沿ったものとは言えない。

商法の資本 3 原則との矛盾

株式会社の株主は間接有限責任を負うにすぎないから、株式会社においては会社の債務の引当てとなるものは会社財産しかないことになり、会社債権者を保護し、会社の信用を確保するため、その担保となる会社財産の確保に特別の配慮をすることが必要となる⁵。そして、資本の機能を担保するため、3 つの具体的原則（資本充実・維持の原則、資本不変の原則、資本確定の原則）が認められる⁶。このうち、資本充実の原則とは、会社の設立又は新株発行の際に、資本はこれに相当する財産によって、実質的に充実されなければならないとする原則である⁷。言い換えれば、会社の設立及び新株発行に際し、出資の確実な履行により、約束された出資総額に相当する財産が充実されるような措置を商法が講じることを意味する。この点、ストック・オプションである新株予約権を「資本」として計上することは、

²北沢正啓『会社法（第 3 版）』（1991、青林書院）80 頁。また、弥永真生『J-ガールマインド会社法（第 8 版）』（2004、有斐閣）274 頁は「出資者が無限責任を負う合名会社の場合と異なり、有限責任を負うにすぎない株式会社において、会社債権者の担保となる会社財産を確保するために、出資の目的物は金銭以外の財産に限られる。」と説明する。

³新井清光『現代会計学（第 6 版）』（2002、中央経済社）2 頁。

⁴武田隆二『簿記 < 簿記の基礎 > 改訂版』（1989、税務経理協会）11 頁。

⁵弥永真生『J-ガールマインド 会社法（第 8 版）』（2004、有斐閣）28 頁。

⁶前掲書 29 頁～31 頁。

⁷前掲書 29 頁。

不安定でかつ確実な財産に裏付けされない観点から、資本 3 原則、特に資本充実・維持の原則に反するものと言わざるを得ない。

概念フレームワークの負債の定義の引用の問題

公開草案「ストック・オプションに関する会計処理 結論の背景 スtock・オプションの権利の行使又は失効までの間の、費用認識の相手勘定 36 .」には「…負債の一般的な特徴は、過去の取引又は事象の結果として生じた、当該企業の資産やサービス等の経済的資源を引渡したり、放棄したりする義務である…」との記述がある。これは、企業会計基準委員会が作成した概念フレームワーク案の負債の定義を引用している。当該記述は IASB や FASB の概念フレームワークにおける負債の定義を真似たものと思われる。しかし、FASB は、2002 年 2 月 21 日に公表した「新審議議題プロジェクトに係る提案 収益及び負債の認識に関連する諸問題」の中で、「特定の項目が、負債の定義を満たすかどうかに関する諸問題が次第に生じてきている。FASB は例えば 3 つのプロジェクト(資産の減損及び除却問題、資産の解体撤去債務ならびに金融商品 負債及び資本)において、結論に到達するのが困難になっている。なぜならば、見なし債務や負債を発生させる過去の事象の識別の問題があるからである」と述べ、負債についての「取り組むべき問題の例」として、次の 6 つを挙げていた。①「発生可能性が高い」という用語を負債の定義から削除すべきかどうか。②負債の定義は、「将来の経済的便益の犠牲」に着目すべきかどうか。③負債は「法的」債務からのみ生じるものとして(「衡平法上の」債務及び「見なし」債務から生じるものも含むのではなく)定義されるべきかどうか。「拘束的禁反言」の法理は定義の中に直接的又は間接的に取り込まれるべきかどうか。) 負債の定義には、条件付債務又は偶発債務を含むべきかどうか。負債の定義には、準備段階にある実体の債務を含むべきかどうか。負債の定義には、実体の不作為債務(不競争協定から生じるものなど)を含むべきかどうか。この中で注目されるのは、であるといわれる⁸。FASB の概念フレームワークは、法的債務性ではなく拘束性という性質⁹を重視した負債概念を規定していると考えられるが、このを「負債の認識に関連する諸問題」の中の「取り組むべき問題の例」に挙げたということは、すでに FASB が債務性の範囲を再検討する方向で、即ち法的債務と拘束的禁反言法理による債務に限定する方向で検討を行いつつある証左であるとも考えられなくもないと見られている¹⁰。

このように、負債の定義については流動的であり、負債について“一般的な特徴”としてあたかも規範が存在するような記述を行うことはおかしい。また、日本の概念フレームワーク自体、証券取引法等で法的規範性を与えられているわけではない。

したがって、現時点で「負債」とは何かを決め付けるのは時期尚早であり、まず「負債」の概念に

⁸ 長束航「負債概念における「債務性」- アメリカにおける変化」(会計 第 166 巻 54 頁)。

⁹ 将来の犠牲を避ける自由裁量の余地をほとんど残さないか全く残していない状態であれば、法的債務によって生じたものでなくとも、それは債務性を有するという考え方で、IASB の現状の概念フレームで使用されている概念である。

¹⁰ 同上。

ついて議論を進めることが先決である。

3.結論

ストック・オプションである新株予約権を資本に計上することは、前述の資本充実・維持の原則から問題である。一方、負債であるか否かは「負債」の定義についてさらなる研究を待つ必要がある。しかしながら、少数株主持分を引合に資本と負債の中間に表示することは理論性に欠ける。現状としては繰延収益などに負債計上を容認している会計慣行をストック・オプションである新株予約権の表示についても当面は追認せざるを得ないであろう。